日調連発第３２９号
平成２５年３月４日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、奈良県葛城市から、別添のとおり標記制度が本年３月１日から実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

葛市新第　１７９　号

平成２５年２月２０日

日本土地家屋調査士会連合会

会長　竹内　八十二　様

葛城市市民生活部

部長　生野　吉秀

奈良県葛城市の本人通知制度について

晩冬の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は葛城市の行政運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件でございますが、本市は要綱（葛城市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱）制定により平成２５年３月１日施行で、「本人通知制度」を実施する運びとなりました。制定に至るまでの間、皆様には貴重なご意見、現状の課題等をお聞かせいただき、ありがとうございました。皆様からのご意見を参考とさせていただき、奈良県内の市町村では未だ実施されていない要綱となりました。本市の施行で県内の１２市すべてが実施することになり、皆様方にも今後ご迷惑をお掛けすることを懸念し、事前にお知らせすることにいたしました。なお、このお知らせと同様のものを、奈良県支部（奈良県に支部の無い士業は近畿支部）にも送付しております。今後、トラブル等が生じないためにも、勝手ではございますが、皆様方のお力が必要と考えておりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

そこで、まず本市の「本人通知制度」ですが、奈良県下の他市とは違うところをお知らせいたします。

（他市制度との相違点）

受付
25.2.25
日調連

1.本籍（外国人住民においては国籍等）を表示した住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しを第三者又は本人の代理人に交付した場合に通知する。

2.上記の交付であっても、訴訟、紛争の解決、遺言書の作成、債権回収等、本人に通知することにより、第三者の権利行使及び密行性を阻害するものについては、非通知とする。

3.他市同様事前登録制ですが、登録期間を定めていません。ただし、本人通知の対象となっている、戸籍や住民票に異動があった場合に廃止となる場合がある。

以上の３点が主に他市とは違う点です。中でも２点目ですが、皆様の取り扱われる業務において、数多く請け負うものだと認知しております。本市といたしましても、第三者の権利行使等をお守りすることを最優先と考えておりますので、次のことについてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、できましたら貴会の会員の方々にもご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

（皆様方にご協力をお願いしたい事項）

○訴訟、紛争の解決、遺言書の作成、債権回収等、本人通知を行うことにより、第三者の権利行使を阻害する交付請求であるときは、本市がその内容が理解できるよう、請求用紙に詳細を記入してください。

○請求用紙の記載内容を確認したときに、非通知とするか判断がつかない場合は、電話で確認をさせていただきますので、その節はご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○可能であれば本人通知をすることにより第三者の権利行使等を阻害することになる交付請求の場合は、請求用紙の余白等でもいいので、「本人通知不可」等、本市が一見して認識できるような記載をお願いします。

以上、本市の一方的なお願いですがご協力をお願いいたします。また、この事項については、運用において本市と同様の取扱いとしている、市町村もあると思われますので、

本市の交付請求のみと区分することなく、他の市町村に対する交付請求に適用していただいても良いかと思います。

本市の「本人通知制度」は平成２５年３月１日から、以上の内容で実施されますが、今後、皆様方の中から、国民の信頼を失墜させるような不正交付請求等の事象が多発することになった場合は、要綱を再検討し、すべての交付請求を対象とすることにもなりかねません。先日も本市において、８士業の中のとある１士業の方が、職務上請求用紙が新様式に完全移行されたにもかかわらず、旧様式で請求され、新様式で請求していただくようお願いしたところ、恫喝めいた口調で強要されたことがありました。私どもと同様に法令等を遵守するべき８士業の方とは思えない言動に、これからも職務上請求用紙による交付請求を、信用していいのかと考えさせられた次第です。これは一例であって、殆どの士業の方々は善良な方であると信じておりますが、今後このような信頼を失墜させる事象を生じさせないためにも、会員の方々に対して指導または周知の徹底をお願いいたします。

※この通知についてのお問い合わせ先

奈良県葛城市柿本１６６番地

葛城市役所市民生活部市民窓口課　担当　岩永

℡０７４５－６９－３００１（内線１１２２）

本人通知制度の手続きの流れ

